

【労使関係制度検討委員会ワーキンググループ資料】

論点16 地方公務員に関する論点①

～地方自治制度上の観点からの論点～

平成21年7月17日(金)

総務省自治行政局公務員部

労使関係の在り方を考える際に重要な地方公共団体に特有の要素

1 憲法上の「地方自治の本旨」(第92条)

- 自らの団体の運営に係る基本事項への最終的な決定権限を尊重すべき

2 地方行政の多様性

- 団体数・職員数の多さ、職種の多様性(警察・教育 等)
(合計約3,700団体(含 特別地方公共団体)／非現業職員250万人超)
- 執行機関の多様性、本庁・事業所・施設等の多様性
(長部局、教育委員会、企業管理者など／出先機関、学校・福祉施設など)

3 執行機関の分担の在り方

- 執行機関の多元性:長と行政委員会がそれぞれの事務に責任を負う

4 議会と長への二重の民主的付託

- 直接公選の議会:条例・予算案の議決ほか、広範な事項を議事に
- 直接公選の長:条例・予算案の提案権、長部局の職員の人事管理

地方公務員制度における労使関係を考える際にどのような留意が必要か？

地方公共団体の機関の在り方に着目した論点

1 地方議会の権限

※ 議決権限：広く地方公共団体の権限に属する事項にわたる
(地方自治法第96条)



地方公共団体の運営の基本事項である職員の勤務条件の設定に対し
議会が関与することを制度的に制限できるか？

2 執行機関の分担

- ① 執行機関：自らの判断と責任において管理・執行する義務を負う
- ② 長の総合調整権や条例・予算提案権：制度としては相互連携程度を想定



地方公共団体の長が当該団体の職員全体の勤務条件について制度的に
集約して責任を負えるか？

3 地方公共団体に対する二重の民主的付託

- ① 直接公選の議会：住民の代表として自治体運営に責任ある決定を行う
(条例・予算案の議決等)
- ② 直接公選の長：長部局の執行において住民に対して責任を負う
(条例・予算案の提案や長部局の管理運営)




勤務条件の決定において労使合意が条例・予算等に優越できるか？

交渉の一元化の可否を考える際の論点

1 一つの地方公共団体内での一元化

※ 一つの地方公共団体内の交渉一元化について、以下のような対応が制度的に可能か？


- 当局側：例えば地方公共団体の長に他の執行機関や任命権者の権限を一元化
- 職員側：一定の要件を満たす職員団体に「職員の交渉代表」としての地位を付与

- 
- ・執行機関間の分担管理の考え方とどう整合性を図るのか？
 - ・組織体系の異なる職員の勤務条件の設定に長が責任を持てるのか？
 - ・少数の職員団体や職員団体に加入しない職員の勤務条件を決定することができるのか？

2 地方公共団体を超えた一元化

※ 地方公共団体を超えた交渉一元化について、以下のような対応が制度的に可能か？

- ① 全国レベル
 - 当局側：地方公共団体の連合体
 - 職員側：地方公務員に関する全国組織
- ② 都道府県レベル・広域レベル
 - 当局側：地方公共団体の連合体
 - 職員側：都道府県レベルの職員団体の連合体

- 
- ・地方自治の本旨・地方分権の考え方とどう整合性を図るのか？
 - ・個々の地方公共団体が持つ勤務条件の決定権限を連合体に委ねられるか？
 - ・職員側の全国組織がどのように交渉代表の地位を得るのか？
 - ・複数の系統の全国組織がある場合をどのように考えるのか？